

土木森林環境委員会会議録

日時 令和7年12月15日(月) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後 0時24分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 大久保 俊雄
副委員長 石原 政信
委員 河西 敏郎 山田 一功 白井 友基 望月 大輔
古屋 雅夫 菅野 幹子 飯島 修

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 寺沢 直樹 県土整備部理事 若尾 洋一
リニア推進監 矢野 昌 県土整備部次長 林 貴彦
県土整備部技監 立川 学 県土整備部技監 水口 保一
県土整備部技監 久保 正樹 総括技術審査監 宮下 喜樹
県土整備総務課長 長田 芳樹 建設業対策室長 鈴木 伸太郎
リニア整備推進室長 関 俊也 用地課長 串田 良子
技術管理課長 殿岡 徳仁 道路整備課長 保坂 和仁
高速道路推進課長 新藤 祐一 道路管理課長 金子 英人
治水課長 山川 秀人 下水道室長 細田 智愁
砂防課長 山本 佳敬 都市計画課長 雨宮 康治
景観まちづくり室長 吉野 正則 建築住宅課長 米山 文人
住宅対策室長 中島 知克 営繕課長 武藤 勉

森林環境部長 齊藤 武彦
森林環境部技監(環境整備課長事務取扱) 中川 直美
森林環境部理事(森林環境部次長事務取扱) 小澤 浩
森林環境部次長(森林環境政策課長事務取扱) 渡邊 文昭
森林環境部技監 英賀 慶彦
森林整備課長 江俣 尚厚 林業振興課長 伊川 浩道
県有林課長 堀内 直 治山林道課長 篠原 淳
大気水質保全課長 野中 俊宏 自然共生推進課長 小泉 友則

議題

(付託案件)

- 第113号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第7号）第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- 第114号 令和7年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算（第3号）
- 第116号 令和7年度山梨県流域下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第117号 契約締結の件
- 第119号 県道の路線の変更の件

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部関係、森林環境部関係の順により行うこととし、午前10時から午前11時13分まで県土整備部関係の審査を行い、休憩を挟み、午前11時28分から午後0時24分まで森林環境部関係の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

※付託案件

※第113号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第7号）第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第116号 令和7年度山梨県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第117号 契約締結の件

質疑

山田委員 地元で長年懸案であった横川の伏越ですが、私たちが子供の頃、天井川と聞くと、川が天井を通るなどということがあるのかと思っていたところが実はここだったと分かりましたが、本当に川の下を通るということで、たびたび大臣が来ては陳情もしていました。いよいよ本格的に工事に入っていくということで、横川の既設の伏越工を残しながら工事を行っていくということですが、基本的に今あるものの1.5倍や2倍ぐらいになるとか、規模的な部分についてまずお伺いをしたいと思います。

山川治水課長 増設する伏越工は、流量で言いますと85トンの流下能力を有する施設です。現在ある既設の伏越工55トンの流下能力を有しているもので、新設、増設したものと既設のものを含めて最終的には運用していくものです。既設の伏越の約1.5倍の流下能力を有するものを新たに造るという予定です。

山田委員 これから豪雨災害が発生したとしても、1.5倍プラス既設のものということで、万全と言えるかどうかはともかく、相当の流量を処理できるようになるだろうと思います。工期が2年間で少し長いと感じますが、御説明をいただけますか。

山川治水課長 まず先ほど御説明した仮設工というものがあります。仮設工自体に約7か月程度時間を要するものです。設置済みの鋼矢板の中を掘りながら、切り張りしと腹起しを設置していくものです。施工ヤードは鋼矢板で囲まれた内部なので当然狭く、縦横とも23メートルから24メートル、高さ13メートルほど施工基面までは掘るイメージになります。かなり大きな断面を狭小な空間の中で掘っていく必要があるため、日数を要するものです。

その後、呑口工を造りますが、こちらも約15か月かかる予定です。高さ17メートル、幅17.9、長さ19.9という大きな鉄筋コンクリート構造物になりますが、これを地下の中に造るものです。4から5階建てのマンションを地下の中に造るようなイメージです。仮設工と本土工、あと準備工というものがあり、準備工と合わせて、24か月ほど工期が必要となっています。

山田委員 呑口工で約2年かかるということで、その後本工というのですか、造っていくと思いますが、現時点で最終的な完成まで、いわゆる2本供用できるようになるまで、どのぐらいの年数を見込んでいるのでしょうか。

また、長期にわたるといことなので、近隣住民への説明も含めてどんな対応をされるのか、最後にお伺いをしたいと思います。

山川治水課長 最終的な工期についてですが、現在、呑口立坑に取りかかるばかりで、その後、地中に本体の伏越を造ります。現在、その本体伏越の仮設工について、工期を短くしようと

様々な検討を行っている段階ですので、まだ最終的な工期が定まっていない状況です。ただ、豪雨に関する対策ですので、なるべく工期が短くなるように検討をしているところです。

それから、周辺への影響ですが、今回の箇所は、幸いにも人家などとは離れているので、基本的には生活環境への直接的な影響はないと考えています。ただ、仮設の土砂の搬出や資材の搬入などは当然ありますが、釜無川の管理用通路を使って搬入する計画ですので、地域への影響は少ないと考えています。

臼井委員 お願いなのですが、この第117号議案の資料を見させていただいて、個人的に南アルプス市の土地カンがあまりないからかもしれません、ほかの委員の皆さんは分かるのかもしれませんが、資料の位置図が小さく、拡大してもなかなかきれいに見えるものでありませんでした。できれば、次回からは、位置図や地図のようなものについては、もう少し確認しやすいように、資料を工夫して御掲示いただけるとありがたいと思っています。今回は地図で調べたので結構ですが、いかがでしょうか。

山川治水課長 位置図関係に関しましては、今後詳細に分かるような形で工夫をさせていただきたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第119号 県道の路線の変更の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(県営住宅について)

山田委員 現在、県営住宅の入居率はおおむねどのぐらいでしょうか。

中島住宅対策室長 昨年度末で、実質の入居率は76%程度です。

山田委員 なぜ聞いたかと言うと、最近、九州の自治体だったと思いますが、県営住宅か公営住宅の耐震化を実施した後は、古いまま建て替えをせず、入居者が自由に内部を設計して

いいこととして、その分家賃を下げたら入居率が格段に上がったと新聞で目にしました。山梨県でも、耐震上問題があるから建て替えもいいと思いますが、耐震的にある程度もつのであれば、入居者が自分でカスタマイズできる住宅という発想も考える余地があるのかと思いましたので、どのようにお考えなのか伺います。

中島住宅対策室長 委員のおっしゃられたものは、内装を各自でリノベーションできるというイメージだと思いますが、現在、各自ではなく、県では長寿命化計画に併せて、徐々に改修を進めております。

改修の内容は、現在、県営住宅で一番設備的にも古いところが水回りです。お風呂であれば風呂釜や、給湯器であれば現在の一般のお宅はリモコン式で三点給湯でスイッチを押してひねればお湯が出るという形になってはいますが、県営住宅は古いもので瞬間湯沸かし器を設置して使っているという実例があります。そういったところに対して県の予算で、三点給湯化、浴室もユニットバスにして給湯が出るようにする、トイレも洋式のトイレに替えていくという水回りの改修整備を順次実施しているところです。

個々のリノベーションにつきましては、入居者が自由に行くと騒音的な問題も出ますので、踏み込んでいない状況です。

山田委員 私の伝え方が悪かったかもしれませんが、そういうお答えを聞くのではなくて、今後そのような建て替え需要があったとき、基本的な部分は県が実施し、その後は入居者の自由に実施してもらおうという発想が考えられないか、お答えを求めたわけです。

中島住宅対策室長 入居者が自由にリノベーションするということは、現時点では、検討はしていませんが、他県の事例等を、メリット、デメリット等も含めて勉強させていただきたいと思っております。

(熊対策における河川内の伐木について)

古屋委員 12月9日の本会議で熊対策の問題について大分議論されていましたが、県土整備部に関わる部分について、内容をお聞きしたいと思っております。

とりわけ副知事が、河川における樹木の伐採を早急に実施したいという答弁をしていましたが、予算はどこから出すのかまずお聞きしたいと思います。

山川治水課長 熊対策における河川内の伐木ですが、予算は予備費のほうから充てられます。

古屋委員 金額的には幾らですか。

山川治水課長 8,000万円を頂いております。

古屋委員 具体的に、何本ぐらいの河川で、距離数といいますか、どのぐらいの規模でやるのか、まず、考え方をお聞きしたいと思います。

山川治水課長　　まずは伐木の考え方ですが、県で熊の出没マップを公表しています。そのマップに基づき、近隣河川について熊の侵入経路に当たるのではないかと、まずピックアップしています。

その後、実施に当たり、私たちは熊に関しては素人ですので、関係市町村の農林部局の方に相談させていただいて、伐木する河川を定めております。現在34河川で実施していくということで、市町村と協議が進んでいます。

現状、まだ距離数までは統計が取れておりません。

古屋委員　　34河川ということですが、私の地元は笛吹川が主流ですから、取りあえず地元のことをお聞きします。笛吹川の場合は、現在既に、熊が春日居や石和の辺で、川の中の樹木の中に巣をつくっているのか分かりませんが、山から下りてきて一つの拠点になって、それから畑へ行っているのではないかと、これも耳にします。例えば、笛吹川の場合は具体的にどのような状況で伐木を実施するのか、お分かりでしたらお答えいただきたいと思います。

山川治水課長　　笛吹川ですが、笛吹川自体は国土交通省の管理河川となっています。県は、その支川、笛吹市内では、芋沢川、境川、笛吹川の左側の支川の伐木に現在手をつけている状態です。

古屋委員　　笛吹川で言うと岩手橋までが国交省の管理で、上流は県が管理しているということですが、特にこの場所のような中山間地域は、伐木を行うと言っても、相当な樹木が茂っていて簡単には手につけられない状況だと思いますが、このような地域の伐木について御検討なさっているのか、見解を最後にお聞きしたいと思います。

山川治水課長　　笛吹川の上流域につきましては、現状では検討の土台には上がっていない状況です。ただ、市町村の農林部局に説明させていただいて、優先すべきところは、まだ手をつけていない河川と取りかかる順番を入れ替えるなど、市町村の意見を第一に考えてやっていきたいと思います。古屋委員からいただいた御意見は、また峡東建設事務所のほうにも反映させていただき、検討できるところなのか、ほかに優先度が高いところがあるのか、判断させていただきたいと思います。

(流域下水道事業ウオーターPPP導入について)

菅野委員　　流域下水道事業ウオーターPPP導入について伺います。一般質問で取り上げましたが、その際の答弁を踏まえて関連する内容について幾つか伺います。

まず、流域下水道事業のウオーターPPP導入に当たっての県の基本的なお考えをお伺いします。

細田下水道室長　　ウオーターPPP導入の目的となりますが、人口減少に伴う使用料収入の減少、また技術者の不足、老朽化施設の増大などが下水道事業の抱える課題となっております。このためウオーターPPPの導入により、民間の技術力やノウハウを最大限生かして安定

的な運営がなされるであろうと期待しております。

菅野委員 ただいまの答弁につきましては、2月議会であった答弁の内容とほぼ同様のものと思いますが、そういった人口減少に伴うものや体制の不足等を踏まえて持続的な運営を目指すというところで、ウオーターPPP導入の検討を始めたということで理解をいたします。

今回、先日の一般質問でのウオーターPPP導入について民間市場調査を行っているということから、導入を具体的に検討している、あるいはもう決定という位置づけで進めているのかという質問をしましたが、そちらについては導入の可否を含めて、これから検討するということだと思っておりますが、調査をしているという旨の答弁がありました。

それでは、そうした現在行っている、あるいはこれから引き続き行う調査の結果を踏まえて、調査結果はいつまでにまとめて、その先いつまでにどんな経過を経て導入するか否か、可否を含めてということなので、結論を出す計画なのかを伺います。

細田下水道室長 現在ホームページ上にも、12月19日を期日としアンケート調査等を掲載しているところです。その後、興味ある事業者から、ヒアリング等を通してまとめる予定です。時期的には今年度中にまとめて、その内容等をホームページ等で公表していきたいと考えております。

菅野委員 現在調査をしてヒアリングも行って、今年度中にまとめるということですが、ホームページ上に公開をして、その後導入するか否かを具体的に結論を出すのは、いつと考えればよいのでしょうか。

細田下水道室長 民間市場調査の内容を受けて、今年度中には導入の可否を検討していきたいと考えております。

菅野委員 そうしましたら、調査ヒアリングを経て、まとめたものをホームページで公開すると最初におっしゃいましたが、公開する時点では、既に導入の可否を決定しているということで、調査結果、ヒアリング結果も含めて公表すると捉えてよろしいのでしょうか。

細田下水道室長 公表するのは民間の意向の内容についてですので、導入の可否につきましては、流域下水道などを県で導入するのであれば、民間の市場のほかに関連市町村もありますので、そちらの意向も併せて可否を検討していくということです。

菅野委員 先ほど、調査結果をまとめて今年度中にはホームページで公開すると、その後の答弁で、導入するか否かの可否についても今年度中に結論を出すとおっしゃったと思いますが、ただいまの答弁だと調査結果の公表は今年度中に行うが、市町村との関係から実際に導入するか否かの可否は今年度中には発表しないということですか。新年度にまたがるのか、その先はまだ分からないのか、伺います。

細田下水道室長 言葉足らずで申し訳なかったですが、構成市町村がありますので、その方向性が正しいかどうか決定するのに年度を超える可能性もあります。そのため、今年度か年度をまたがるかは明確には分からないところです。

菅野委員 そうすると、ウオーターPPPを導入するか否かの結果については、今年度中ということでもなく、時期としては現時点では未定であると理解をいたします。

先ほどの御答弁で、導入するか否かについては、現在行っている調査等の内容を踏まえること、それから市町村等とも協議をして実際には決断を下すということだったかと思えます。その際、最終的に結論を出すに当たっては、具体的にどういったものを基準にして、どのような体制、人員等で、例えば検討委員会のようなものになるのか、どのようにどこで判断をして最終決定となるのか、議会に諮られることも含めてお示ください。

細田下水道室長 現在行っている民間市場調査の結果で、民間が非常に興味を持っているかとか、全く興味ないのかが、まずは第一のハードルと思っています。

人員につきましては、請け負う予定の会社等に話をして、会社が運営できるかどうか協議によって判断していくと思っております。

菅野委員 確認ですが、現在行っている調査の結果によって、実際この事業を請け負うことができる会社があるかどうか確認しながら、会社を選定した上で、実際にウオーターPPP導入が実現できるかどうかを検討していくということによろしいでしょうか。

細田下水道室長 そのとおりです。

菅野委員 ウオーターPPP導入については、国は2027年度以降、下水道の維持や更新などへ係る補助金の交付要件としているということなので、交付金の交付要件となっていることとの関係から、時期的には2027年度以降、早ければ2027年4月になるかと思えますが、その時期に間に合わせることを現在お考えなのか伺います。

細田下水道室長 現在行っている民間市場調査で、もし市場であまり興味を持たれていないということであれば、国費支援などの管路の汚水改築に関する支援が受けられない、停滞するおそれがあるということです。

菅野委員 ただいまの答弁からすると、2027年度までに導入の結果を出すという理解でよろしいでしょうか。

細田下水道室長 間に合わせるといいますか、2027年度までに導入の結果を出すことを目指して、現在民間市場調査しております。その調査で、もし民間から何も反応がなければ、国費支援が受けられないということだろうと思えます。

菅野委員　　そうしますと、ただいまのお答えからすると、交付金、補助金をもらう関係で2027年度に間に合わせるように目指してはいるが、この事業を請け負う事業者がなければ導入はしない、見送るという結論ということで、現時点で理解をしてよろしいでしょうか。

細田下水道室長　そのとおりです。

菅野委員　　それともう一点です。ウオーターPPPを導入した際の水道料金の設定について、先日の一般質問に対する答弁では、仮に導入した場合でも事業主体は県で、下水道使用料は市町村が設定するものだから、受託企業が改定することはできないということで、明言はなさいませんでした。一般企業、民間企業がこの事業に参入したからといって、水道料金はそう簡単に上げられないのではないかと趣旨の御答弁だったと思います。ただ、事業主体は県ですが、各流域下水道整備の負担金は県がそれぞれもらっているということからすれば、その負担金を増額すれば、それに伴って流域自治体の負担金を担保するために市町村住民の料金負担が増えることになると思います。その辺については、どのようにお考えでしょうか。

細田下水道室長　下水道の使用料金は、基本的に山梨県の場合は、流域市町村、市町村が決定すべきものとなっておりますので、県で決定すべき内容とはなっておりません。ただ、財政計画は、議会を通して承認を諮ることになっておりますが、負担金の話とは違うものです。

菅野委員　　県が決定するものではなくて市町村が設定するということは理解をしていますが、各流域下水道の事業の整備の負担金を仮に増やしたとしても、それが住民負担にはならないと県は捉えているというお考えだと理解をしてよろしいでしょうか。

細田下水道室長　ただいまの御質問を、もう一度よろしいでしょうか。

菅野委員　　県が各流域自治体から負担金をもらっていますが、その負担金を県が整備に必要だということで増やした場合、それを負担する流域自治体の負担金を賄うには、市町村の住民の下水道料金の値上げにつながるのではないかと危惧しているわけです。水道料金は県が設定するものではなくて市町村が設定するものということは、私も理解していますが、県が負担金を増やすとなると、流域自治体の負担が当然増えると思います。そうすると流域自治体は負担金を賄うために、住民の水道料金にその分を上乗せ、要は結果として水道料金を引き上げることになるのではないかと心配をしているわけです。

その辺について、仮に県が負担金を増やしたとしても、水道料金を決めるのは市町村であって、それが住民負担を増やすということには直結しないと考えていると理解をしてよろしいかという質問をいたしました、どうでしょうか。

細田下水道室長　先ほどから申し上げますとおり、県では水道料金の設定等はしていませんので下

水道料金について答弁しますが、基本的には市町村が決めるべきもので、あらかじめ市町村から県に負担金を頂いており、流域下水道の維持管理負担金で、下水道公社で運営してもらっているという流れです。なので、その維持管理の費用の中で、ウオーターPPPの検討に入っているということです。市町村の判断にはよりますが、ウオーターPPPを取り入れたとしても、現在の維持管理費の範囲内で請け負っていただくことかと考えております。

菅野委員　ウオーターPPPについては、水道を民営化に移行する段階の一つであると言われております。水道水については御承知と思いますが、衛生的で豊富な量を安く供給されるものと水道法で規定をされています。あわせて、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するという事も明記されているわけです。

そういったことから考えると、やはり流域下水道事業は、国と地方自治体が責任を持って整備するべきだと思いますし、先ほどは水道料金引上げにはつながらないという答弁もありましたが、市町村の住民の水道料金引上げにつながるようなウオーターPPPの導入は安易に行うべきではないと考えております。その点について改めて御答弁をお願いします。

細田下水道室長　先ほども申し上げましたが、水道の事業は県では所管していません。それが前提でして、何度も繰り返しますが、下水道料金についても各市町村が設定すべきものです。

飯島（修）委員　ただいまの菅野委員の質問について、私もウオーターPPPは大事な問題だと認識しています。これは、そもそも国が打ち出したと承知していますが、導入方針を打ち出したのはいつだったのでしょうか。

細田下水道室長　最後の語尾が聞き取れなくて申し訳ないのですが、もう一度よろしいですか。

飯島（修）委員　本会議での菅野委員の質問で、先行事例の調査をしているという答弁がありました。全国でどのくらいの自治体が導入しているのかという把握はされていますか。どのくらい導入されているのかお伺いします。

細田下水道室長　10月時点でウオーターPPPを導入しているのが8件であり、このうちウオーターPPPの事業内容はレベル3.5やレベル4などというコンセッション方式と呼ばれるのがあり、そのレベル3.5は4件です。

飯島（修）委員　先行事例を調査することは当然大事なのでやっていただきたいのですが、導入している自治体もある中で、当然導入しない自治体もあると思います。そういった自治体の導入しない理由は把握されていますか。

細田下水道室長　導入しないという情報は、あまり県に届いていません。ただ、国費要件が、污水管の改築・更新にかかるものに対する国費支援ですので、まだその必要性がない自治体につ

いては関係ないかとは思っています。

飯島（修）委員 導入する、しないは、ケース・バイ・ケースで、いろいろな判断基準もあると思います。しかし、やはり、水道は人間の生命にもとても大事な問題ですので、しっかり把握しながら県も判断していただきたいということが私のお願いです。

導入する、しないという判断が、下水道運営管理に携わっている事業者に与える影響はどのように考えていますか。

細田下水道室長 今後の協議の課題と思いますが、極力、現在請け負っていただいている業者などを加味しながら検討していくのかなとは考えております。

飯島（修）委員 当然把握していらっしゃると思います。とても大事な問題なので、時期が2027年までという一つの区切りがありますが、それありきではなくて、やはり今後の国民の生活を重視して考えていただきたいと思います。

（水道管の点検について）

次に移ります。令和7年3月の土木森林環境委員会で、私は委員ではなかったですが、過日の埼玉県八潮市での道路陥没の事件を受けて、質疑が交わされたことについて、現状はどうなっているのか質問させていただきます。

答弁では、水道管などを臨時点検していて、硫化水素の発生による腐食のおそれがある、管の内部に人が入れる場合は直接入り、潜行目視による点検を行うということでした。それ以外につきましては、カメラなどを利用して点検を行うということ想定しているということでした。ただし、国で新たに全国一斉の調査実施をするという方針を打ち出しているの、今後国の方針を見据えて最終的にどのような点検をするか決めていきたいということでした。答弁から半年以上たちましたが、現状はどうなっているでしょうか。

細田下水道室長 ただいまの御質問は3月に、国から通達された全国特別重点調査のことだと思いますが、八潮市の事故を受けて、緊急点検ということで1月下旬から2月にかけて4日間にわたって緊急的に点検したということです。その後3月に全国特別重点調査ということで、全国で2メートル以上30年以上経過した管路について、特に詳細に調査しろという通達がありました。

その後、9月に報道発表もしましたが、山梨県においては対象が1,721メートルあり、そのうち212メートルが対象になったということですが、山梨県におきましては、それほど大きなダメージを受けていないということが分かりましたので、その調査では、全部管の中に人が入って目視し、緊急度2という判定だったのですが、5年以内に対処していくということを現在検討を始めるところです。

飯島（修）委員 当然、一般的な点検の仕方や調査の仕方はあると思いますが、3月の委員会でも議論があったと思いますが、山梨は山梨の敷設している地質の特徴や管の形態など、山梨固

有の特徴があり、全国皆違うと思います。このような環境の違いもとても重視しなくてはいけない、それを検討するという答弁があったと思いますが、この件に関してはどのように今は考えていて、行おうとしているのかお伺いします。

細田下水道室長 その場所によってということでしょうか。山梨県ならではということですか。

飯島（修）委員 そうです。

細田下水道室長 俯瞰して点検するのであれば、国でドローンなどを民間とともに開発中ですが、基本的には人が潜れるところは目視して入ります。地理状況によってということよりも、管の大きさとか、その場所の勾配や伏越など硫化水素の発生しやすいところを重点的に現在検査しております。

飯島（修）委員 分かりやすく言うと、山梨県の特に甲府盆地は、傾斜もあったり川も多かったりですが、そういうところに水道管が敷設されているということは、東京や関東平野とはやはり地理的状況が違うわけですから、そういうことも加味して進めていただけたらと思います。能登半島の地震もありましたし、最近では青森県で大きい地震があって、いつ何があるか分からないという観点から、ぜひスピード感を持って進めていただけたらと思います。

（リニアの中央新幹線の山梨県駅の南側のエリアについて）

次に、本会議でもよく質疑されているリニアの問題についてです。

リニアの中央新幹線の山梨県駅の南側のエリアについて、甲府市がイメージ図を出したという質問に対して、長崎知事から、その件は大事なポイントであると受け止めているという答弁があったと思います。

そして検討委員会などで、全県的な視点でこれに取り組んでいくという答弁があったかと思いますが、この、検討委員会などということと、全県的な視点でということと、もう少し具体的に分かりましたらお教えいただきたいです。

関リニア整備推進室長 検討委員会などということについて、これまで甲府市が事務局となり、まちづくり基本検討委員会を実施しております。そういった中で、甲府市とともに委員会に県はこれまでオブザーバとして参画しておりました。6月の議会以降、今度は委員として、実際に具体的に意見が言える立場として委員会に参加しております。検討委員会などというところは、実際には甲府市等も検討委員会のほかに南側のエリアの検討に向けていろいろな協議をしておりますので、そういった機会で見解を交わすということです。

また、全県的な視点ということについて、県土整備部では基盤整備というところが主に中心になりますが、実際にまちをつくるに当たっては、産業、観光など様々な視点が必要になりますので、そういった視点から県としての意見を述べていくというように対応させていただいているということです。

飯島（修）委員 そうすると、新たに甲府市と検討委員会をつくるということではなくて、既存の甲府市のまちづくりに関する委員会に、委員として積極的に県は出席して議論を進めるという理解でいいですか。

関リニア整備推進室長 そのとおりです。検討委員会の場で意見を交わしていくということです。

飯島（修）委員 ぜひ積極的に出席して意見交換をしていただきたいと思います。

それから、13日にJR東海が、甲府市の西下条の公民館で住民説明会をされたという記事がありますが、これについては御存じですか。

関リニア整備推進室長 当然承知しており、そこに県と市、JR東海のほかに駅周辺で事業を実施するNEXCO中日本、東京電力といった関係事業者がその説明会には一緒に出席して、JRとともに地元の皆様との意見交換といったことをしております。

飯島（修）委員 そういうことはとてもよかったと思います。その説明会では、やはり住民の方から、一般車両が地域の生活道路に流れて渋滞するのではないかとか、地域にある橋の拡幅をお願いしますとか、小学生の通学が心配だとか、井戸を使っている人が地域の水源の影響を心配するといった生活に密着した意見が出たということですので、県や市が出席し、そういうことを把握したことはとてもいいことだと思います。

一方、これはJR東海の主催ですが、県主催のこのような住民説明会は今後どのような感じで予定されているでしょうか。

関リニア整備推進室長 JR東海の説明会ですが、今月に入り、高室町、大津町、西下条と、順次各町を回って実施しております。

県におきましては、JR東海が今回駅舎工事の実施に伴う工事説明会ということで中心的にJRがやっておりますが、県はそれに先立ち、今後想定される大規模な様々な工事やJRの工事も始まりますし周辺の工事も行われますので、そういった懸念される事項を実際の安全対策、生活への影響に対する対策も環境対策として必要になりますので、8月に住民説明会を実施しております。

飯島（修）委員 8月に実施されたということで、とてもよかったと思います。ただ、工事を実際手がける中で、想定したケースと違うこともいろいろと生じるのではと思います。私の意見ですが、住民からしても、どこが主催者であっても同じような案件で、時間と労力を費やして毎回出席することはなかなか大変かもしれません。JR東海と一緒に参加するということですので、なるべく合理的に効果的な説明会をして、反映していただければという思いを申し上げて、終わります。

主な質疑等 森林環境部関係

※付託案件

※第113号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第7号）第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（武田の杜管理費及び金川公園管理費について）

石原副委員長 課別説明書、森の2の武田の杜管理費及び金川公園管理費について、幾つかお伺いいたします。

指定管理者制度について、複数年度の契約ということで、いろいろ物価等が上がっても当初予算の中で対応しなくてはいけないということは十分承知しております。構造的な課題がたくさんある中で、これが上がっているのかなと思っております。

そこで、まず、賃金上昇に伴い指定管理委託料を増額するとありますが、補正の考え方についてお伺いいたします。

堀内県有林課長 指定管理委託料につきまして、委員御指摘のとおり、原則として、通常物価変動による経費の増につきましては、指定管理者側に対応をお願いしております。ただ、その変動が著しい場合には、県と指定管理者が協議の上で、県が対応することとしております。

これは、最初に指定管理の候補者を募集する際に、通常物価変動リスクを見込んで応募していただくことを条件としているため、このような分担としています。その上で、特に今年度、賃金動向を踏まえて人件費の著しい変動があったものと判断し、委託料の増額を行おうとするものです。

石原副委員長 次に、武田の杜管理費が449万4,000円、金川森管理費が689万9,000円を計上しておりますが、具体的にどのような積算の考えがあったのか、お伺いいたします。

堀内県有林課長 具体的な積算の考え方として、指定管理委託料のうち人件費につきまして、指定管理者側で賃上げにより当初の計画額を超えて支払う必要が生じている場合、その金額を増額の対象として算定上捉えております。

なお、現行の指定管理委託料の算定におきましては、両施設の指定管理を開始した令和5年度の前々年度である令和3年度の金額水準を基にして指定管理委託料が算定されております。このため、2つの施設につきましては、令和3年度と令和7年度の最低賃金を比較した場合の引上げ率を参考としながら増額分を算定しております。

石原副委員長 では、来年度以降、さらに賃金が上昇した場合はどのように対応するのか、お考えをお聞かせください。

堀内県有林課長 来年度以降につきましては、また賃金水準の動向などを踏まえて、適時適切に対応してまいりたいと考えております。

石原副委員長 今後も県民の所得の向上を目指して、賃金水準の引上げを確実に進める県として、委託料における人件費の適正な見直しをしっかりと図っていただき、指定管理者と緊密な連携の下、森林公園の健全かつ円滑な管理運営に努めていただきたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第114号 令和7年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算（第3号）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（明野処分場について）

山田委員 明野処分場の住民説明も含めて、現状どのような状況に至っているのかお聞きしたいと思います。

中川森林環境部技監 明野処分場については、本年5月に県の方針を地元へ、安全管理委員会で示させていただきました。その後、北杜市長から、住民の意見を十分に聞いてくださいと要望書を頂いております。その後、北杜市とも御相談させていただく中で、住民の方とお話もさせていただいているところです。次回の安全管理委員会は2月にありますので、その際にも住民の方々の御意見もお伺いできると思います。現在、県の方針に向けて、地元の方々の御理解が深まるように、北杜市とも御相談させていただきながら対応を進めているところです。

（ナラ枯れについて）

望月（大）委員 ナラ枯れについて質問させていただきます。

ナラ枯れについては、当委員会で北海道に視察に行った際も話を聞かせていただきま

した。寒い地域などは、ナラ枯れの原因となるカシナガという虫があまり繁殖できないということでしたが、北海道でもかなり繁殖していると聞きました。私の地元の甲府でも、最近、市民からナラ枯れが発生しているのではないかという声を聞くことも多くなりましたので、この状況について詳しくお伺いをしていきたいと思ひます。また、倒木への伝染のスピード感もかなりあって気になりますので、お伺いしたいと思ひます。

まず、今年のナラ枯れの被害状況についてお伺いしたいと思ひます。

江俣森林整備課長 本日、被害状況の調査結果を実はプレスリリースさせていただき予定になっておりますが、県の全体の被害量としては2,814立米です。前年度比で15%減少している状況です。令和3年度のピーク時に比べると、全体の約3割まで減少しているところ

です。
しかしながら、依然として県内23市町村、多くの地域で被害が確認されており、まだまだ警戒が必要な状況となっています。

望月（大）委員 被害状況は減少しているということで少し安心しましたが、先ほど申し上げたように北海道でも、令和5年に初めて発見されたカシナガが、2年後の今年には1,000匹以上発見され、今後の危険性が非常に気になると言っているらしいです。地域によって状況は違うという話は聞いておりますが、市町村別で、森林が多いところは当然被害状況も大きいと思ひますが、特に被害が多いところなどをお示ししたいと思ひます。

江俣森林整備課長 過去の被害状況の推移などを見ると、原因の虫が発生して3、4年後に著しく増加する傾向があります。その後、適切な被害蔓延防止措置などを講じることで次第に被害が鎮静化するという傾向があります。

直近3年ほどの調査結果から、甲府市や大月市で被害が拡大傾向にあります。それから北杜市も2年ほど前に発生しているので、先ほどの説明の例でいうと、来年が3年目という状況になっています。

また、傾向としては、標高の低いところからだんだんと高い地域に広がっていることから、特に標高が高い地域も含めて重点的に対策を講じていくよう、関係市町村と連携していきたいと考えているところです。

望月（大）委員 被害状況は全体的には減少傾向ということですが、拡大している市町村もあるということなので、被害の食い止めや対応策についてお伺いします。景観も含めて、人が散策、ウォーキングしているような中で、危険防止という観点も含め、被害の発見時の対応策、あるいは予防についてお伺いしたいと思ひます。

江俣森林整備課長 特に人家やインフラ周辺で倒木が懸念される場所につきましては、人的被害などを防止するために、国の補助制度などを活用しながら、市町村とも連携しつつ被害木の事前伐採に取り組んでまいりたいと考えております。

また、特に昇仙峡など景観上重要な場所につきましても、地元の甲府市と調整をしつ

つ、樹幹に注入することによって発生を防ぐことができるアンプル剤を活用したり、樹木自体にビニールシートのようなものを巻き付けたりすることによって、虫が入りづらい状況をつくることのできる、そういった予防対策について検討していきたいと考えております。

望月（大）委員 甲府市昇仙峡でも既に甲府市と協議していただいているということで、ありがとうございます。

北海道の例ばかりで大変申し訳ないのですが、公園を立入禁止にするとか、あるいは伐木を促すとか、感染したナラについては伐木してしまうのかということを確認したら、そのように対応しているとお答えいただきました。山梨では、被害を発見した時点ですぐ伐木してしまうということではなくて、薬などといったもので対応しているという理解でよろしいでしょうか。

江俣森林整備課長 特に景観上重要な場所につきましては、殺菌剤の注入やシートのようなものを巻いていきます。一方、例えば幹線道路や住宅地のようなところで密集しているナラなどにつきましては、委員がおっしゃられたような事前の伐採にも取り組んでいきたいと考えております。

望月（大）委員 薬やビニールシートは、予防的な部分ということで理解をいたしました。市民、県民が気づいて通報といいますか、連絡いただいた時点では、おそらく、ナラ枯れかどうか判断ができないことから予防が特に必要だと思いますので、ぜひ市町村と連携し調査しながら、予防策にまず重点を置き、また働きかけもしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（武田の杜のヒル対策について）

臼井委員 武田の杜のヒル対策について、お伺いします。

おととい、地元の方たちから、ヒルが非常にひどかったと話がありました。おそらくこの時期になるとあまり出ないかもしれませんが、ヤマビルがすごかった、子供たちも地元でいろいろなイベントがあつて武田の杜に行くがひどいので何とかしてくれないかという話があつたのですが、武田の杜のヒル対策の現状について、どういったことをやっているのかということをお伺いします。

堀内県有林課長 武田の杜におけるヒル被害の対策につきまして、御指摘のとおり、数年前ぐらいからヒルに吸血されるということが起きています。当面の対策とすると、ヤマビルは、乾燥を嫌う、逆に言うと湿気を好むので、武田の杜の公園内の歩道沿いにつきましては、予算の範囲内で草刈りを行うことで乾燥状態をつくるという対策をしております。それから、武田の杜管理事務所の指定管理者の常駐職員に、利用者に対して注意喚起を行っていただくとともに、衣服の上から吹きかけるような専用の市販薬剤を利用者に御使用いただいている状況です。

臼井委員 動物がヒルを連れてくる可能性も否定できないということで、防護柵のような侵入を防ぐ柵をとという話も聞きますが、その点はいかがですか。

堀内県有林課長 御指摘のとおり、ヒルは、鹿やイノシシなどの森林性の動物に付いて拡大していると言われております。武田の杜は、森林、山林内に位置しておりますので、日中は野生動物を目にすることはあまりありませんが、夜間に野生動物が入ってきて拡大に至ったのではないかと見ております。

委員御指摘の防護柵ですが、武田の杜で、例えば特に利用者が多い中心部分だけを囲うだけでもかなりの経費が想定されます。今までの対策の議論の中では、そのような選択肢、方策は出てはきているのですが、着手するところまでは今のところ至ってはおりません。当面の対策として、先ほど申し上げた乾燥状態をなるべくつくり出すため、利用者の多いところで、草刈りや落ち葉掃きを増やして、被害を軽減するため森林総合研究所とも連携し、対策を行った場合のヒルの発生数も調べながら、有効でありそうな対策を少しずつ取り入れて、被害を減らしていきたいと考えています。

臼井委員 ただいま課長が答弁されたことも含めて、武田の杜の価値向上構想にそのようなことはうたわれていると思っています。これからその構想の具体化、具現化していく上で、防護柵のことについては多少触れていると思うけれども、現在はできてないが今後検討していくことや、あるいはもっと乾燥、空気の通りをよくしていくなどいろいろと対策の仕方はあるようですが、どこまで考えてやっていくのか、現段階でのお考えを最後にお伺いできたらと思います。

堀内県有林課長 ここ数年ぐらいの間の想定として、まずは先ほどの乾燥状態をつくり出すという効果が見込める対策を行い、どれほど被害量が変わってくるのかをまずは測ってみたいと考えています。

それから、森林総合研究所の研究課題の中で、ヒルの誘引捕獲、おびき寄せて捕獲するという手法が導入できないかを武田の杜の中で試験研究を行うことが決定しているので、その対策でどれほど被害が減ってくるのかをまずは数量的に把握したいと考えています。

その上で、それだけでは被害が減らない場合、防護柵も含めてその先の対策を検討していくことにはなりますが、当面は、着手可能で効果が見込まれる対策から手をつけて、まずは効果測定をしていきたいと考えています。

(民有林の適正整備について)

古屋委員 先日10日の代表質問で、民有林の適正整備についてお伺いしましたが、これほど気温が上がると、県内の山の8割は私有林ですが、その整備は大変重要だと思います。特に私有林は手つかずのところほとんどで、私の家もそうですがどこが境界かよく分からないという状況です。平成29年に林野庁が、市町村支援体制についてのマニュアルを出していますが、実際にネット上などの資料を見ると、全国でいわゆる林業業務に対する職員は3,000人ぐらいしかおらず、ほとんど3分の2くらいがゼロか1人ぐら

いしかいないという市町村の実態があります。山梨県における林業の専門職員は、アドバイザーを含めて非常に少ないということですが、今後、県は市町村に対してどのような支援を行っていくのか、まずはお聞きしたいと思います。

江俣森林整備課長 まず、現状ですが、各林務環境事務所と森林総合研究所に林業普及指導員という職員が配置されております。新たな森林経営管理制度など各市町村が担わなければならない業務が増えてきていることから、この職員が、そういった業務についてサポートをしているところです。

また、これとは別に、市町村の支援業務を実際に行っている一般社団法人山梨県森林協会という団体があり、こちらに県職員を駐在させており、経営管理が行われていない民有林所有者に対して市町村が行う意向調査や、市町村が自ら行う間伐事業などの支援も行っているところです。

このほか、先ほど委員もおっしゃられましたが、市町村において森林・林業の専門知識を有する者を雇用する地域林政アドバイザーという仕組みがあります。こちらについても、アドバイザーの候補となり得る技術者について県でリストを作成して、市町村へ紹介するなどの支援を行っており、ベースとしては現在の取組をさらに積極的に行っていくという体制で対応していきたいと考えております。

古屋委員 林業普及指導員並びに森林協会の職員がいるということですが、山梨県では現時点で、両方合わせてどのぐらいの人数がいらっしゃるのか。

江俣森林整備課長 県内に林務環境事務所は4事務所あり、専門の有資格者として配置しておりますのは4名、それから森林総合研究所にも同じ資格を持つ者を1名配置しておりますので、5名の体制で行っております。

ただ、そういった深い内容の指導、助言のほかに、林務環境事務所に森づくり推進課という課が設けられておりますので、そこでも補助事業の仕組みなどの支援をしているところです。

古屋委員 その人数は多いのか少ないのか、専門家ではないので分かりませんが、やはり充実していく必要があると私は思っております。

もう一つとして、森林整備の担い手である林業経営体に対するサポートが重要だと思っています。年に一度、森林組合などの総会などに行くと、様々な事業内容や報告を受けながら意見交換をさせていただきますが、やはり高齢化が進む中で、林業経営体へのサポートが山梨県では少し弱くなってきているのではと思いますが、林業経営体に対するサポートについては、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

江俣森林整備課長 特に、森林組合が森林整備の中心になってくるわけですが、森林組合に対しては、財務状況の悪化や人員不足などといった課題があります。そのため、中小企業診断士などの専門家を派遣して経営改善に向けたサポートを行っているところです。

また、人材の定着や育成、新しく入ってきた方々の育成も大事であるため、全ての森

林組合を対象とした講習会なども開催しているところです。

このほか、施業の効率化におきましては、生産性向上のために急峻な現場での作業効率を高める林業機械や、未利用材を活用できる機器の導入などに対する支援も行っているところです。

古屋委員

もう一つは、現在農政部で進めている農地の集約化、若手の育成について、代表質問でも問題提起させていただきましたが、林業分野において集約化は重要だと思っています。実際、自分の山の境界がどこなのかははっきり分かっている人はほとんどいないと思っています。やはりそういったところを明確にしていかなないと、集約化も進んでいかないと考えております。

市町村がそのような状態の中で、県の果たす役割は大変重要だと思っていますが、今後、県が主体的にどのように取り組むのか、最後にお聞きして終わりたいと思います。

江俣森林整備課長 委員御指摘のとおり、集約化を進めるためには、まずは山の境界を明確にする必要があります。これは非常に重要な課題となっております。基本的には森林組合などの林業経営体が、これから集約化を行いたい場所について独自で境界の明確化を行って、集約化を行うことがこれまでのベースになっております。

一方、国の森林経営管理制度がつくられたことに伴い、市町村でも境界の明確化に取り組み始めており、それぞれ離れた状態で行っていることが非常に大きい課題になっていると考えております。こうした状況を踏まえ、県では、今後、集約化に必要な事柄について、市町村や森林組合などの林業経営体に加えて地域の関係者が参画する協議し、話し合いをする場を設けていきたいと考えております。

県としては、あくまでも市町村や林業経営体を応援する立場になりますので、組織をつくり、しっかりと議論ができる場を設けることで先導的に取り組んでいきたいと考えています。

(ツキノワグマ被害対策について)

菅野委員

ツキノワグマ被害対策について、先日の一般質問の内容、それから答弁も含めて、併せて改めて何点かお伺いをしたいと思います。

質問では、県の緊急対策パッケージの内容を、よりよいもの、実効性あるものにしたという立場から何点か提案をしたわけですが、それらについて具体的な答弁をいただけませんでしたので、改めてお伺いをしたいと思います。

緊急銃猟マニュアルの策定について、まず伺います。現在、緊急銃猟については市町村長の判断とされていますが、マニュアルを既に作成した市町村もあれば、県マニュアルを待っている市町村もあると聞いております。その点では、県が策定するマニュアルについては、判断基準の明確化が求められていると思います。あわせて、全ての市町村が統一した判断基準で対応することが必要だと思っておりますので、市町村のマニュアル作成に当たっても、県が専門的な知見を基に指導、支援をするという必要があると思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

小泉自然共生推進課長 まず、緊急銃猟ができる4つの大きな条件があり、人の生活圏への侵入、人の生命等に対する危害を防ぐため緊急な措置が必要、銃猟以外の方法での捕獲が困難、また地域住民等に弾丸が到達するおそれがないといったというものです。こういったことはガイドラインでも示されていますが、マニュアルに落とし込んで、より市町村の方が適時適切に対応できるような内容にしていきたいと考えています。

菅野委員 ぜひ、どの市町村でどのような場合でも統一した基準で対応ができるように、指導も含めて支援をしていただきたいと思います。

マニュアルについては、熊の出没があってから緊急銃猟に至るまで、住民に注意を流すというだけではなくて、どのような行動を取ればいいのか、どういったときに避難をするのかといった緊急銃猟時の対応も含めて示すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

小泉自然共生推進課長 委員御指摘のとおり、住民の避難は非常に重要になってきますので、規制区域外に退去する方法や、あるいは熊が出没している際になかなか外に避難できないということもありますので、屋内での退避の方法も明確に示していきたいと考えております。

菅野委員 住民の方たちは、ただでさえ熊が出ているということで不安になると思いますが、さらに緊急銃猟となると、何が起こるか分からないという不安が相当大きくなると思いますので、そういった不安を取り除くような意味でも、住民の方たちへの対応、基準のマニュアル整備について、ぜひ進めていただきたいと思います。

マニュアルの策定と併せて、熊出没の緊急時に、県の責任で、実際に現場で支援する専門家を市町村に対して派遣する仕組みが必要ではないかと思います。専門家との連携や対応について、協議などが具体的に行われているのでしょうか。また、そうした支援体制の構築については、どのようにお考えか伺います。

小泉自然共生推進課長 まず、出没時の対応としては、市町村の職員や猟友会の方がパトロール等を実施しているところですが、特に緊急銃猟につきましては、他県の状況を鑑みると、市町村の職員が対応しているところと確認しております。まずは、しっかりと市町村職員が専門的な知識を身につけるように、今回、そのマニュアルや、来週訓練を実施する予定ですので、そういったところでスキルアップにつなげていきたいと考えております。

菅野委員 ぜひ対応する方たちへの安全の確保、担保をしていただいて、対応を引き続きお願いいたします。

次に、熊出没についての情報発信や安全確保対策についてお伺いします。先週末、北杜市の甲陵中、高校付近で目撃情報もあったということで、改めて学校、保育園等で通学や通園の安全確保対策が非常に必要だと思います。例えば、特別な事情がない限りは山林など熊の生息域には近づかないということも基本的なことですし、もし仮に遭遇してしまった、見かけた場合の対応などを含めて、情報発信の強化と、子供たちの安全、安心を確保するための対応が重要だと思いますが、その点についてはどのようにお考え

か伺います。

小泉自然共生推進課長 まず、全般的な注意喚起という面では、現在もやっておりますが、Xで熊出没情報について迅速に発信すること、それから出没マップも公開しております。あわせて、被害防止対策のチラシの配布を行っていることと、小学生から一般の方まで分かりやすいような動画を現在作成しているところですので、速やかに作成を進めていきたいと思っております。

それから、ただいま委員から御質問のありました学校等の関係ですが、国から教育委員会に熊対策についての通知が発出されているので、その通知を教育委員会から周知するとともに、先ほど述べたチラシを学校に配布していただいております。また、小中学校に関しては市町村を通じてしっかりお伝えする中で、今後も連携を強めて、しっかりと注意喚起をしていきたいと考えております。

菅野委員 情報を紙や動画などいろいろな形で啓発することも重要ですが、定期的な見回りなどでの安全確保についても御検討いただきたいと思います。

続けて、災害並みの緊急事態に対しては、やはり体制づくりが重要だと思います。県や市町村の体制強化を図るためには、やはり県にツキノワグマ被害対策支援センターのようなものを設置して、部局横断的、全庁的に緊急時に特別な体制を取ることができるようにしておく必要があると思います。いざというときに動けるような体制を平時からつくっておくことが本当に重要ではないかと思っています。

あわせて、市町村などから県に相談を寄せられた際にも、専門職員がすぐに対応できれば、必要な対策がすぐにとれると思いますので、被害対策の助言や現地指導を行える体制を確立することも求められていると思います。11月に政府が出した熊被害対策パッケージでも、中長期に取り組むこととして専門人材の育成が挙げられていますが、全庁的なセンターなどの設置と併せて、専門人材の育成、確保について県はどのように対応するのかお伺いします。

小泉自然共生推進課長 まず、全庁的な体制ですが、今般、緊急対策パッケージの構築や執行におきまして、県土整備部や農政部など関係部局と連携を密にしながら進めていくこととしております。

また、専門人材、専門家につきましては、新たに熊に関する専門人材を確保することとしておりまして、熊の研究を行いながら、パッケージの対策の実効性をさらに高めていきたいと考えております。

菅野委員 ぜひ、県全体の取組として、被害を防ぐという意味でも進めていただきたいため、早急に体制の確保、実効性のあるものにしていただきたいと思います。

あわせて、人材育成はやはり、必要ですが短期でできるものではありませんので、計画的に、行政以外の民間の方たちの力もお借りする必要があると思っています。

現在、国の環境省特定鳥獣保護管理検討会の委員である東京農工大学大学院の小池教授が熊被害の対策として一番に挙げたのは、専門人材の育成と配置でした。教授による

と、都道府県では野生動物管理の専門知識を持った職員が圧倒的に少ないため、市町村からの相談対応など地域の熊対策力をアップするには、やはり専門職員の配置が不可欠だと指摘をしています。

専門職員の育成、配置を含めてということですが、現在、山梨県の専門職員は圧倒的に少ないと言われていますが、専門の方は何人いらっしゃるのかお伺いします。

小泉自然共生推進課長 専門人材の人数は明確に把握しておりませんが、先ほど申しましたが、熊の生態や出没対策について対応できる専門人材を新たに雇用して、さらに専門人材からスキルを身につけていく形で県の人材育成も図っていきたいと考えております。

菅野委員 現在、山梨県には、野生動物の管理等の専門知識を持った職員はいらっしゃらないということでしょうか。

小泉自然共生推進課長 専門の知識を得た職員であれば、もちろん県職員の中にもある程度の知識を持っている、狩猟の免許を持っている方もいらっしゃるとはお聞きしております。しかし、やはり熊の専門人材となると、もともと研究者は非常に少ないと聞いております。熊の生息環境の調査や対策を練るに当たってどのようなことをやっていくのかを決定していくためには、現に通常とは違う事態が生じているような状況ですので、そういったことを学んでいる、研究している方の力をお借りするのがベストだと考えておりますので、今回新たな人材を確保したいと考えております。

菅野委員 熊対策の先進県とされている兵庫県は、熊の専門職員が全国最多で、県の正規職員として16人いらっしゃるということです。専門職員、各団体や専門家の方たちの力をお借りすることは当然必要だと思いますが、職員の中で専門の知識を持った方を雇用して対応に当たっていただくことも、やはり必要だと思います。

兵庫県では、専門職員が最多であることのほかに、全国唯一だそうですがデータに基づく熊の個体数管理、それから、わなの使い方を工夫してゾーン捕獲により人里近くに住む熊を積極的に駆除という対策も行っており、この3つの熊対策で、先進的な取組であると言われております。専門職員ですが、平時から個体数管理も行っていくことが必要かと思えます。個体数管理は、駆除を含む管理であり、頭数が増えていない年はもちろん駆除せず、必要以上に増えているようであれば駆除するという管理を、経年的に8年前から行っているそうです。個体数の管理も必要だと考えますし、被害を抑えるために大変有効だと言われております。

現状、山梨県として個体数管理等を進めていくお考えがあるかどうか伺います。

小泉自然共生推進課長 専門人材の関係ですが、新たに雇用するというのを考えておりますので、その点をお含みいただければと思います。

個体数調整について、本年度中に第二種特定鳥獣管理計画を策定することを予定しております。計画を策定して、まずは人の生活圏に頻繁に出没しているような問題個体については、積極的に捕獲をしていきたいと考えております。

菅野委員 山梨県では、熊の出没件数はたくさん増えていますが、現状、他県で多いところと比べると直接被害は少なく、現状では抑えられているという実態がありますが、やはりいつ何が起きたとしても迅速に対応できるように、平時から人の体制も含めての準備が必要だと思しますので、引き続き、県が主導的に、緊急時にすぐ対応できるような体制確保等を進めていただきたいと思います。

その他

- 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- 閉会中の継続審査案件に関する調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を明年1月下旬から2月上旬に実施することとし、詳細については後日通知することとされた。
- 本委員会が11月12日に実施した県内調査については、議長宛てにその報告を提出したことが報告された。

以 上

土木森林環境委員長 大久保 俊雄